

国住指第282号
国住参建第2613号
令和6年11月12日

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
参事官（建築企画担当）
（公印省略）

「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の
施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について」の再修正について

令和6年5月30日付に発出、同年6月25日付で修正した「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について（国住指第102号、国住参建第794号）」については、手続きの合理化を図るため、下記のとおり修正する。

なお、各都道府県建築行政主務部長、特定行政庁、所管行政庁、各指定確認検査機関の長及び各登録建築物エネルギー消費性能判定機関の長に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

下記のとおり、訂正いたします。

（修正箇所：傍線部分）

正誤箇所	旧	新
別紙 表の[ケース2]における適合判定通知書の提出	計画変更の確認 <u>申請</u> 時に必要	計画変更の確認 <u>審査</u> 時に必要
別紙 表の[ケース5]における適合判定通知書の提出	計画変更の確認 <u>申請</u> 時に必要	計画変更の確認 <u>審査</u> 時に必要
別紙 <上表に係る補足説明>の[ケース2]六行目	計画変更の確認審査において省エネ基準への適合が必要となるため、計画変更の確認 <u>申請</u> 時に、適合判定通知書又はその写しの提出を求めることとする。	計画変更の確認審査において省エネ基準への適合が必要となるため、計画変更の確認 <u>審査</u> 時に、適合判定通知書又はその写しの提出を求めることとする。